

## マクロ経済政策転換への模索（ 7 ）

田中 修

はじめに

本稿では、最近の人民銀行の動向、党 4 中全会コミュニケの経済政策関連部分、及び最近出された中小企業対策の概要を紹介する。

### 1. 人民銀行の動向

#### ( 1 ) 蘇寧副行長の発言

9月17日、次のように語った（広州日報 2009年9月18日）。

中国の対外貿易は、すでに後退を止め回復しており、最近米・日の経済も好転しているが、国外の失業率はなお高止まっている。短期間に世界経済が明白に回復する可能性は小さくなく、同時に、米国がその消費モデルを転換することにより、中国の輸出に影響を与える。加えて、中国の物価上昇は依然マイナスであり、このため次の段階における中央銀行の金融政策の重要任務は、経済の平穏な発展の維持であり、適度に緩和した金融政策を引き続き実施することであり、かつ来年も適度に緩和した金融政策を引き続き実施することである。

中央銀行は銀行の流動性を維持し、経済の回復を刺激する。同時に、リスクの監督管理を引き続き整備し、金融機関のリスクのモニターを強化する。維持するものと抑制するものとを区別することを堅持し、貸出構造を最適化し、实体经济への投入を確保する。

中央銀行は、経済刺激政策を撤回すべきときには撤回する手段を有しているが、現在は撤回しない。金融政策は成長を維持するが、これは毎月成長させるということではないし、一月の変化で中央銀行の政策が変わったということもできない。

ところで、広州日報は、国家発展・改革委員会マクロ経済研究院の陳東琪副院長が、同日別のフォーラムで「中国経済は正に積極的に反転上昇となっており、すでに4-6月期に底を打ち回復している。私は下半期の経済見通しを非常に楽観しており、10-12月期のGDPは2桁成長となり、年間の経済成長率は8-9%となり、8%の成長目標を超過達成すると予想している。もし、今年のGDP成長率が9%を超え、消費者物価の伸びが3%を超え、輸出の伸びが15%を上回ったならば、緊縮的な金融政策を考慮する可能性がある」と政策転換の条件を提起したと報じている。金融政策の転換を徹底的に否定していた同委の関係者が、政策の転換の可能性に言及するのは初めてである<sup>1</sup>。

#### ( 2 ) 周小川行長の発言

新華社のインタビューのなかで、「金融政策の緩和・引締めを不断に調節すること

---

<sup>1</sup> 2004年に積極的財政政策を「穏健」に転換する際も、同委のマクロ経済研究院の幹部が口火を切っている。しかし、輸出の条件はかなり実現が厳しいと思われる。

により、人民元の価値の安定を保証し、低インフレ・経済成長・就業増加・国際収支の均衡という4つの目標を統一して考慮しなければならない」とし、「このほか金融政策を毎回制定する際には、金融政策の伝達メカニズムを考慮しなければならない。金融政策は国家ごと、時期ごとに、伝達の有効性は同じではない。中央銀行が大きな政策を制定しても、商業銀行・金融機関・企業を通じて経済全体に反映されるので、この伝達が順調か否かが金融政策の効果に影響を与える重要な要因となる」と答えている（新華網北京電 2009年9月23日）。

また、周行長は「通貨価値の安定とは、わずかたりとも通貨価値を動かさないということではない。先進国はインフレ目標を2%前後に定めることを望んでおり、金利も当然2%を上回ることになる。ただし、先進国及び改革転換中の国家については、目標を成熟した市場経済国家に比べやや高く定めてよい。中国は2%を超えるインフレを容認できる」とも答えている（広州日報 2009年9月24日）。

### （3）懲罰的な中央銀行手形割当

人民銀行は7月に、流動性のない懲罰的な中央銀行手形約1500億元を1-6月期に貸出が急増した中国銀行・農業銀行及びいくつかの株式制銀行に割り当て、9月に当該銀行から資金を徴収した。中国銀行は、1-6月期に貸出が1兆元以上増加し、農業銀行も8589億元増加していた。このこともあり、7月・8月の新規貸出の伸びが鈍化したのである。

このほか、中央銀行は公開市場操作の満期到来が9月に1兆元を上回るため、中央銀行手形を発行し資金を回収しているが、結果的に4週間連続資金純放出となっており、放出額は累計1790億元となっている（新華網北京電 2009年9月24日）。

### （4）中央銀行貨幣政策委員会

9月29日に内容が公表された。10-12月期の金融政策について次のように述べている。

「党中央・國務院のマクロ・コントロールに関する政策決定・手配を真剣に貫徹し、適度に緩和した金融政策を引き続き実施し、政策の連続性・安定性を維持しなければならない。金融政策の伝達メカニズムを更に調整し、銀行システムの流動性の豊かさを維持し、貸出の合理的で適度な伸びを誘導する。貸出構造を引き続き最適化し、「三農」・中小企業等の脆弱部分への金融支援を強化し、消費者ローンを大いに発展させ、重点産業の調整・振興と新興の戦略的産業の発展を支援する。自主的なイノベーション・合併再編・産業移転・地域経済の協調的発展を促進する。」

## 2. 党4中全会コミュニケ（9月18日）

経済政策の部分は次のようになっている。なお、決定本文には経済政策の記述はない。

「会議は、当面の情勢・任務を全面的に分析し、全党・全国の共同の努力を経て、昨年下半年以降のわが国経済成長の明白な下降趨勢を抑えることができ、経済情勢には総体として穏やかな好転の勢いが現れたことを強調した。同時に、世界経済の回復は緩慢で曲折したプロセスであり、わが国経済の回復の基礎は不安定で、堅固でなく、アンバランスで

ある。内外の不安定・不確定要因は依然多く、わが国経済の発展はなお成長維持のカギとなる段階にある。

我々は自信を強め、憂患意識とリスク意識を強め、内外経済情勢を科学的に判断しなければならない。経済の平穏で比較的速い発展の維持を引き続き経済政策の第1の任務とし、積極的財政政策と適度に緩和した金融政策を引き続き実施し、マクロ経済政策の連続性・安定性を維持し、国際金融危機の衝撃に対応する包括的計画及び政策措置を充実・整備しなければならない。

構造調整を更に重視し、自主的なイノベーションの加速を更に重視し、省エネ・環境保護を更に重視し、都市・農村の統一的企画と地域の協調的発展を更に重視し、改革開放の深化を更に重視し、民生の保障・改善を更に重視しなければならない。

社会の大局の安定維持を適切にしっかりと行い、各種の潜在リスクを有効に防止し、上手に利に赴き害を避け、危機を積極的にチャンスに変え、今年の経済社会の発展予期目標の実現に努力しなければならない。」

### 3. 国家統計局チーフエコノミスト姚景源インタビュー

経済日報の取材に答えたものである。大半は温家宝総理の夏季ダボス会議講話の繰り返しであるが、出稼ぎ農民の就職状況だけが新たな情報となっており、この部分を紹介する（中国経済網 2009年9月29日）。

国家統計局と人力資源社会保障部の共同調査によれば、6月末全国の出稼ぎ農民は1億5097万人であり、3月末より378万人、2.6%増加した。うち3%を超えぬ出稼ぎ農民がなお仕事を探しているにすぎない。

地域別には、東部・中部・西部地域から出稼ぎに来ている農民の割合は、それぞれ29.6%、37.6%、32.8%であり、東部地域が吸収している出稼ぎ農民の割合は66.7%、中部地域が14.7%、西部地域が18.2%である。

業種別には、製造業が37.9%、建築業が18.3%、住民サービスその他サービス業が11.7%、宿屋・飲食業が8.1%、卸・小売業が7.5%、交通運輸・倉庫・郵便業が5.6%である。

未就業の出稼ぎ農民のうち、28.7%は「収入が低いので、自分で仕事を辞めた」としており、50%近くは「農村から出てきたばかりで、仕事が見つからない」或いは「企業が操業停止となり、リストラされた」ため仕事がないとしている。仕事のない出稼ぎ農民の最近の腹積もりは、半分近くが今いる都市に引き続き留まることを選択しており、10%前後は故郷に戻る準備をしている。

### 4. 「中小企業の発展を更に促進することに関する国务院の若干の意見」（9月22日）

かなり分量があるものなので、概要を紹介する。

中小企業は、わが国の国民経済・社会の発展の重要なパワーである。中小企業の発展を促進することは、国民経済の平穏で比較的速い発展を維持する重要な基礎であり、民生・

社会の安定に関わる重大な戦略的任務である。国際金融危機の衝撃を受け、昨年下半年以降、わが国の中小企業の生産経営は困難になっている。

中央はタイムリーに関連政策措置を打ち出し、財政・税制・貸出等の支援を強化し、中小企業の経営環境を改善した。中小企業の生産経営には積極的な変化が出現したが、発展情勢は依然峻厳である。それは、融資難・担保難の問題が依然際立っている、一部の支援策がまだ十分実施されていない、企業の負担が重い、市場の需要が不足している、生産能力が過剰である、経済収益が大幅に低下している、赤字が増加している、といったことに現れている。

更に積極的かつ有効な政策措置を採用し、中小企業の困難克服を援助し、発展方式を転換させ、良好で速い発展を実現しなければならない。中小企業の発展を更に促進することにつき、以下の意見を提起する。

#### 4.1 中小企業の発展に資する良好な環境を更に作り上げる

##### (1) 中小企業の政策法律体系を整備する

独占業種の改革を深化し、市場参入の範囲を拡大し、参入のハードルを引き下げ、公開・公平な市場環境を更に作り上げる。

##### (2) 政府購入により中小企業を支援する制度を整備する

政府が購入する中小企業の貨物・プロジェクト・サービスの比率を引き上げる。

##### (3) 中小企業の権益保護を強化する

中小企業に対する金融・財政・税制政策の貫徹実施状況の監督検査を組織的に展開する。

##### (4) 調和のとれた労働関係を構築する

労働集約型中小企業への支援を強化し、中小企業がリストラを止め、少なくし、就業ポストを安定化・増加することを奨励する。

#### 4.2 中小企業の融資難を適切に緩和する

##### (5) 小企業の発展を支援する金融政策を全面的に実施する

小企業の貸出審査システムを整備し、小企業の債務免除の効率を引き上げ、貸出担当者が職務に精励し免責されるメカニズムを確立する。小企業貸出リスク補償基金の設立を奨励し、金融機関の小企業向け貸出の増加分に応じ適切に補助を行い、小企業の不良債権損失に対し適切にリスク補償を行う。

##### (6) 中小企業への金融サービスを強化・改善する

国有商業銀行・株式制銀行は皆、小企業へ金融サービスを行う専門機関を設立し、中小企業への信用供与業務を整備し、中小企業への中長期貸出の規模・比率を徐々に引き上げなければならない。財産差押えの制度・担保物件の認定方法を整備する。民間資本が村鎮銀行・ローン会社等株式制金融機関に資本参加し立ち上げることを奨励する方法を、早急に検討する。民間資本が資本参加方式により、農村信用社の農村商業（合作）銀行への改編、都市信用社の都市商業銀行への改編、都市商業銀行の増資に参加することを奨励する。

小額ローン会社の発展を支援・規範化し、条件の整った小額ローン会社が村鎮銀行に転換することを奨励する。

(7) 中小企業の資金調達ルートを更に開拓する

ベンチャー市場の建設を加速し、中小企業の上場を育成するメカニズムを整備し、中小企業の上場規模を拡大し、直接金融を増加させる。

(8) 中小企業の信用担保システムを整備する

中央・地方財政出資、企業による合同設立を含む多層レベルの中小企業担保基金・担保機構を設立する。

(9) 中小企業金融における信用情報サービスの役割を発揮する

中小企業信用制度の建設を推進し、中小企業信用情報収集メカニズムと評価システムを確立・整備し、中小企業の融資信用ランクを引き上げる。

#### 4.3 中小企業への財政・税制支援の強化

(10) 財政資金支援を強化する

中小企業の発展を支援する中央財政予算の特定資金の規模を徐々に拡大し、中小企業の技術イノベーション・構造調整・省エネ・汚染物質排出削減・市場開拓・就業拡大及び中小企業への公共サービスの改善を重点的に支援する。国家中小企業発展基金を早急に設立し、財政資金の誘導作用を発揮し、中小企業の発展に対する社会資金の支援をもたらす。地方財政も中小企業への支援を強化しなければならない。

(11) 税制優遇政策を実施・整備する

国家は、租税政策を運用し中小企業の発展を促進する。具体的政策は、財政部・税務総局及び関係部門で検討・制定する。国際金融危機に有効に対応し、中小企業の発展を支援するため、2010年1月1日から12月31日まで、要納税所得額が3万元以下の小型零細企業については、その所得の半額を減じて要納税所得額を計算し、20%の税率で企業所得税を課す。中小企業が都市土地使用税の納税が困難なときは、関連規定に基づき省レベル財稅部門あるいは省レベル人民政府に減免税を申請できる。中小企業が特別な困難により期限どおり納税ができないときは、法に基づき3ヶ月の延納を申請できる。

(12) 中小企業の社会負担を更に軽減する

未だに正規の権限やデュープロセスに基づかない行政事業の費用徴収・政府の基金については、全て一律に取り消す。

#### 4.4 中小企業の技術進歩・構造調整を加速する

(13) 中小企業のハイテク・イノベーション能力及び製品の質を高める

中小企業が研究開発への投入を増やし、先進応用技術・製造工程・設備を開発し、需要にマッチしたよく売れる新製品を研究開発し、製品の質を高めることを支援する。産学研機関の連携と資源の整合を強化し、知的財産権の保護を強化し、軽工業・紡績・電子等

の業種におけるブランド建設に重点をおき、中小企業の自主ブランド創設を誘導・支援する。

(14) 中小企業が早急に技術を改造することを支援する

重点産業の調整・振興計画の要求に基づき、中小企業が新技術・新製造工程・新設備・新材料を採用し、技術改造を進めることを支援する。

(15) 中小企業の省エネ・汚染物質排出削減・クリーン生産を推進する

省エネ・汚染物質排出削減の重点技術及び効率の高い省エネ・汚染物質排出削減製品・設備の普及・応用を促進する。市場メカニズムの作用を十分に発揮し、金融・環境保護・土地・産業政策などの手段を総合的に運用して、法に基づき中小企業の中の落伍した技術・製造工程・設備・製品を淘汰し、落伍した生産能力が他の場所に移転することを防止する。過剰生産能力及び「エネルギー多消費・高汚染・資源性」業種の盲目的な発展を厳格に抑制する。

(16) 企業の提携・結合の水準を高める

中小企業と大型企業が多様な方式により経済技術協力を展開し、安定的な供給・生産・販売等の提携関係を確立することを奨励する。

(17) 中小企業の集中発展を誘導する

配置が合理的で、特色が鮮明で、用地が集約され、生態環境が保護されるという原則に基づき、重点モデル産業集積の育成を支援する。東部地域の先進的な中小企業が買収・合併・再編・連携等の多様な形式を通じて、中西部地域の中小企業と協力を強化することを奨励し、産業の秩序だった移転を実現する。

(18) 生産的なサービス業の発展を加速する

中小企業が科学技術研究開発・工業設計・技術コンサル・情報サービス・現代物流等の生産的なサービス業の分野で発展することを奨励する。

#### 4.5 中小企業の市場開拓を支援する

(19) 中小企業が積極的に国内市場を開拓することを支援・誘導する

条件の整った中小企業が家電・農機具・自動車・オートバイの農村普及、及び自動車の更新等の業務に参加することを支援する。

(20) 中小企業が国際市場を開拓することを支援する

輸出税還付等の支援策を更に実施し、外需を安定させ対外貿易の発展を促進する関連政策措置を検討・整備する。

(21) 中小企業が自身の市場開拓能力を高めることを支援する

中小企業が市場の分析・予測を強化し、市場のチャンスを把握し、品質・ブランド・営業意識を強化し、アフターサービスを改善し、市場競争力を高めるよう誘導する。

#### 4.6 中小企業へのサービス改善に努力する

(22) 中小企業へのサービス体系の建設推進を加速する

統一的な計画を強化し、サービスネットワーク・サービス施設を整備し、各レベルの中小企業総合サービス機関を積極的に育成する。

(23) 中小企業への公共サービス・インフラ建設を加速する

社会投資の誘導・財政資金の支援等多様な方式を通じ、軽工業・紡績・電子情報等の分野において、製品研究開発・品質検査・技術普及等の公共サービス・プラットフォームの建設を重点的に支援する。

(24) 政府の中小企業へのサービスを整備する

行政許認可制度の改革を深化させ、行政許認可事項を全面的に整理し、かつ更に減少・併合し、許認可の内容・基準・プロセスの公開・規範化を実現する。

4.7 中小企業の経営管理水準を高める

(25) 中小企業の管理強化を誘導・支援する

中小企業管理のコンサル機関を育成し、コンサル活動を展開することを支援する。

(26) 中小企業の人員の訓練を大いに展開する

企業の経営管理者の育成を高度に重視し、3年以内に100の成長性のある中小企業を選別し、その経営管理者に全面的な訓練を実施する。

(27) 中小企業の情報化を早急に推進する

中小企業情報化推進プロジェクトを引き続き実施し、重点地域における中小企業情報化テストを早急に推進し、中小企業が情報技術を利用して研究開発・管理・製造・サービスの水準を高めるよう誘導し、市場での販売・アフターサービス能力を高めるよう誘導する。

4.8 中小企業の活動への指導を強化する

(28) 指導の協調を強化する

国務院中小企業発展促進工作領導小組を設置し、中小企業の活動に対する統一的計画・組織的指導・政策協調を強化し、領導小組弁公室を工業・情報化部に設置する。各地は、施策の必要に応じ、相応の組織機構・施策メカニズムを確立する。

(29) 中小企業の統計・モニター制度を確立する

統計部門は、中小企業に対する分類統計・モニター・分析・公布の制度を確立・整備し、一定規模以下の企業の統計・分析を強化しなければならない。関係部門は、社会に対し発展計画・産業政策・業種動態等の情報を遅滞なく公布し、中小企業の市場モニター・リスク防止・アラームメカニズムを徐々に確立しなければならない。

中小企業の健全な発展は、長期的な戦略任務であるだけでなく、当面の成長維持・内需拡大・構造調整・発展促進・民生への恩恵のための緊迫した任務でもある。各地域・各関係部門は、更に認識を高め、思想を統一し、現実と結びつけ、本意見貫徹の具体的方法を早急に制定し、適切にしっかりと実施しなければならない。(10月6日記)